議長会報告

（令和元年10月～ 12月）

⑴　開催状況

年　　月　　日	会議名及び場所	主な議題等	主な議決事項等
令和元.10.24（木）	九州市議会議長会 第３回理事会 於：長崎市	・提出議案16件の審議等について ※うち鹿児島県関係分２件 ・全国市議会議長会評議員会提出議案の審議について	・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案16件を可決し関係省庁等への実行運動を行うことを決定 ・「新たな過疎対策法の制定」及び「九州における高速交通網の整備促進等」の正議案２件及び予備議案１件を全国市議会議長会評議員会提出議案とすることを決定
令和元.11. ５（火）	九州市議会議長会 支部長・相談役会議 於：東京都	・10月の第３回理事会で可決した議案16件の関係省庁等への実行運動等について ※うち鹿児島県関係分２件 （内容については，第３回理事会に同じ）	・「南九州地域の交通網の整備促進」など議案16件について，関係省庁等への実行運動
	鹿児島県市議会議長会 臨時総会 於：東京都	・８月の定期総会で可決した議案26件の関係省庁等への要望について	・「国土交通省予算の確保について」など26件について，関係省庁等要望先の確認 ・本県関係国会議員との意見交換等
令和元.11. ６（水）	全国市議会議長会 第107回評議員会 於：東京都	・会長提出議案５件及び部会提出議案18件の審議等 ※うち，九州部会関係分２件 （内容については九州市議会議長会第３回理事会において全国市議会議長会評議員会提出議案として議決された正議案に同じ）	・「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」及び「高速交通網の整備促進等」など議案23件を可決し関係機関への実行運動を行うことを決定

⑵　議決された要望等
①　九州市議会議長会第３回理事会　（元．10．24開催）
ア　鹿児島県関係分２件

農林漁業の振興対策について

農林漁業は，食料の供給や国土・自然環境の保全など，国民の生活に欠かせない重要な役割を担っている。

しかしながら，我が国の農林漁業は，労働力の高齢化，構造改革の立ち後れなどにより生産活動が低下し，耕作放棄地の拡大や森林及び漁場の荒廃等が進行している。

農林漁業の持続的な発展のためには，農地，森林，海洋生物資源等の適正な管理保全及び担い手の育成・確保とともに，食料自給率の向上等に向けた取り組みが不可欠である。

また，本県では今年６月末からの大雨により農林漁業にも甚大な被害が出ており，農林漁業従事者の負担が大きくなっている。

このようなことから，国においては，下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

１．過疎地域及び中山間地域等における耕作放棄地の解消や基盤整備，環境整備等に資する施策を積極的に推進し，農業の振興，農業経営の安定・効率化と地域環境整備等を図ること。

２．農業所得向上のための小規模農家に対する支援策を充実・強化すること。

３．「日本型食生活」の維持，食料自給率向上等のため，米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

４．畜産業振興策の強化及び畜産農家の保護・育成並びに所得の向上に資する施策を充実するとともに，口蹄疫，鳥インフルエンザ及び豚コレラなどの家畜伝染病等に対する支援策を拡充すること。

５．過疎化や，高齢化に伴う耕作放棄地の発生等により，生息域が拡大し，農作物に甚大な被害を与えている有害鳥獣駆除等の被害防止対策を推進するとともに，自治体の負担軽減を図ること。

６．国土の保全，水源の涵養等の森林のもつ重要な役割を維持するため，森林が有する多面的機能の維持管理に対する支援，治山事業等の推進，林産物の供給対策等の支援，木材利用の促進その他林業振興のための施策を推進すること。

７．沿岸漁業の振興及び小規模漁業者の所得向上に資する施策の充実に努めるとともに，資源管理型漁業の推進，種苗生産体制の支援策の充実等による栽培漁業の振興を図りながら，水産業振興のための支援策を強化すること。

南九州地域の交通網の整備促進について

交通網の整備充実は，産業，経済，観光，文化の振興などにはかり知れない重要な役割を果たすものである。

とりわけ，国土の中枢部から遠く離れた鹿児島県域では，中央あるいは九州域内とを結ぶ交通網の整備は地域の活性化を図る上で，重要かつ緊急な課題である。

よって，国においては，地方が真に必要な道路を整備するための予算を安定的に確保されるとともに，広域的な交通網の整備促進のため，下記事項について，特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1．地域活性化や住民生活に不可欠な道路の長期安定的な整備及び管理並びに強靭な国土づくりを強力かつ継続的に進めていくために，国土交通省全体の公共事業関係に必要な予算を十分確保すること。

2．東九州自動車道の建設促進について

⑴　「南郷～奈留間」の早期事業化

⑵　「清武南～日南北郷間」，「日南東郷～南郷間」，「奈留～志布志間」の供用予定年次の公表及び早期完成

⑶　「志布志～鹿屋串良間」の早期完成

⑷　「志布志～末吉財部間」の新直轄区間への休憩施設の設置

3．南九州西回り自動車道の整備促進について

⑴　芦北出水道路及び阿久根川内道路への予算の重点配分

⑵　芦北出水道路及び阿久根川内道路の供用予定年度の明示

4．地域高規格道路等の建設促進について

⑴　鹿児島東西幹線道路の「田上インター～甲南インター（仮称）間」の早期完成及び甲南インター（仮称）以東の早急な事業着手

⑵　鹿児島南北幹線道路の早期事業化

⑶　北薩横断道路の広瀬道路及び阿久根高尾野道路への予算の重点配分による早期開通

⑷　都城志布志道路の「県境～末吉インター間」及び「有明東インター～志布志港間」の早期完成

⑸　鹿児島港臨港道路（鴨池中央港区線）の早期整備

⑹　大隅縦貫道の「吾平道路」の早期完成

⑺　薩摩半島横断道路の「南さつま市役所前交差点～南薩縦貫道・南九州神殿インター間」，「南薩縦貫道・瀬世交差点～指宿スカイライン・頴娃インター間」，「指宿スカイライン・池田交差点（仮称）～指宿市街地（国道226号）」の早期整備

⑻　大隅横断道路の早期実現

５．一般国道の整備促進について

⑴　国道10号の鹿児島北バイパス及び白浜拡幅の整備推進，同国道の曽於市区間の４車線化及び交差点改良

⑵　国道220号の垂水市牛根境地区防災事業の早期事業促進，古江バイパスの建設促進，同市牛根境地区歩道及び霧島市福山港から国分敷根間の歩道の整備促進

⑶　国道225号について

①　峯尾峠の視距改良事業及び登坂車線，川辺峠南九州市側の登坂車線未整備区間及び連続カーブ区間，南九州市川辺町田代地区の登坂車線，同市川辺町平山地区の歩道及び交差点の早期整備

②　南九州市川辺町木場田橋の改修

③　南九州市川辺町両添上交差点と両添交差点及び周辺の両添地区事故対策事業の早期完成

⑷　国道226号について

①　「喜入旧市交差点～平川道路起点間」の４車線化に向けた調査検討と早期事業化

②　「指宿市十二町交差点～喜入旧市交差点間」，南九州市頴娃町長崎地区の歩道，南さつま市坊津町久志道路工区の整備促進

③　「南九州市頴娃町大川～知覧町門之浦間」の歩道，南さつま市笠沙町野間池道路工区の早期整備

④　南さつま市加世田唐仁原工区，同市笠沙町笠沙道路工区の早期完成

⑤　指宿市山川成川地区（山川高校交差点）の早期改良

⑸　国道270号の宮崎バイパスの早期完成

⑹　国道447号の宮崎県えびの市真幸地区から鹿児島県伊佐市大口青木地区間のバイパスの早期完成及び未整備区間の解消

６．島原・天草・長島架橋構想の推進について

⑴　島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開

⑵　島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討

イ　全国市議会議長会評議員会提出議案（鹿児島県関係分）

九州における高速交通網の整備促進等について

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り，多極分散型の国土形成を促進するためには，高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては，本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており，このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は，九州域内のみならず，本州との産業，経済の交流が促進され，地域の医療，防災等の住民生活の安定が図られるなど，多大な波及効果をもたらし，九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって，国においては，九州地域の一体的発展を図るため，下記事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1．九州新幹線西九州ルートの着実な整備及びＪＲ在来線の輸送改善を行うとともに，東九州新幹線の整備計画路線への格上げを行い，所要の整備財源を確保すること。
2．高規格幹線道路（東九州自動車道，西九州自動車道，九州横断自動車道長崎大分線，九州中央自動車道，南九州西回り自動車道），地域高規格道路及び主要国道の整備促進，早期全線整備を図ること。
3．九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の早期実現に向けた所要の調査の実施を図ること。
4．離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう，高速船ジェットフォイルの代替船建造を推進し，新船建造に対する財政的支援を行うとともに，特定国境離島の観光振興のため，特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者について，当該地域を訪れる者に拡大すること。
5．沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の緩和を図るため，沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

②　全国市議会議長会第107回評議員会（元．11．6開催）※会長提出議案５件

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み，市議会の役割と責任が増している。また，社会経済の急速な構造変化を背景に，市議会には，多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方，議員の年齢構成，男女割合，職業分布など議会構成の現状が，これからの市議会の使命に沿うものか，疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性，サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し，議会を活性化することは，多くの市議会の緊要な課題である。

加えて，先の統一地方選挙では，地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど，小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後，人口減少の加速により，議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は，議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため，我々市議会は，各市の実情を踏まえ，主体的・持続的な議会改革を進め，それぞれ市の最高意思決定機関として，市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

ついては，市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに，行政監視・政策提起能力の強化，政務活動費の適正な執行に努め，併せてＩＣＴを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど，議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に，多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため，労働法制の見直し，兼業（請負）禁止要件の緩和，広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立，さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって，国においては，下記事項について，一体的・総合的に検討し，成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第１　多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性，サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため，以下の環境整備を図ること。

１　地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み，地方議会議員について，住民の代表者としての責務，住民全体の奉仕者としての責務，議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し，議員の位置付けを明確化すること。

2　サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の９割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中，若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい，兼業を選択する場合も議員活動ができる，環境を整える必要がある。

このため，例えば，弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定，議員活動のための休職など，労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3　兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について，例えば，議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる，長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない，といった現行制度を見直し，兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう，所要の措置を講じること。

4　選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え，地方選挙への関心を高め，もって多様な人材の市議会への参画に資するため，まずは，長や議員の任期の状況に配慮しつつ，年間の地方選挙をその年の１又は２の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて，便乗選挙の対象拡大，供託金の引下げ，一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5　小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

（議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は，概して議員報酬の水準が低く，経済的に恵まれた議員は別として，兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方，議会の役割が高まるに伴い，小規模市においても議員活動が年々増大，その内容も高度化・専門化し，現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く，議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため，住民の理解を得ながら，地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう，小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では，一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面，サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため，サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合，収入状況に応じ，収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6　育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため，期末手当のほか，育児手当の支給を可能とすること。

7　厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ，老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため，厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8　議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1)　小規模市議会が，地域の実情に応じ，事務局の体制を強化できるよう，小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2)　以下の事項に係る経費を中心に，市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

①　議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備

②　本会議，委員会等のウェブサイト公開，議員に対するタブレット端末の配布（貸与），議事の自動音声翻訳，その他議会のＩＣＴ化の推進

③　議員の調査研究，政策提起能力の涵養に資する研修会の開催，議会図書室の充実（公立図書館，大学図書館等との連携を含む）

④　地域における子ども議会や女性議会の開催，有識者等との連携，その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9　地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ，地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第２　地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から，以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1　議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り，議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2　条例による契約の締結，財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため，議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について，地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ，政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し，各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3　予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため，現在，長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し，議会の予算に対する関与を強化すること。

4　閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では，議会は，閉会中，その活動能力が失われ，例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が，その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため，常時活動している執行機関に対する適切な監視や，突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから，議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和する

こと。

５　議会の招集日の変更

国の行政実例では，長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており，多くの議会では，告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も，こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため，定例会が流会となるおそれがあった。

このため，災害が多発する近況に鑑み，大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合，議会，とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

地方創生・地方分権改革の推進及び
地方税財源の充実確保に関する決議

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中，人口減少に歯止めをかけ，将来にわたり住みよい，活力ある地域社会を維持していくためには，地方創世の推進が不可欠である。

次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては，地方創世に係る事業の円滑な実施のために必要な財源を継続的に確保するとともに，交通ネットワークなど社会基盤の整備を推進し，地域間格差を是正する方針が明確に示されることが重要である。

地方自治体は，地方創生に加え，福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ，複雑多様化する行政課題への対応に迫られ，財政需要は増加の一途にある。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するためには，地方分権改革の更なる推進と，地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって，国においては，地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け，特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　地方創生の推進について

⑴　次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては，現行の地方創生推進交付金事業や地方創生拠点整備交付金事業などの枠組みにとどまることなく，これらの事業の効果を高めるために必要な交通基盤の強化など社会資本の整備についても適切に位置付けること。

⑵　未来技術（ＡＩ，ＩｏＴ，ロボット技術等）の導入・普及によるＳｏｃｉｅｔｙ5.0時代の社会経済の変化を見据え，各地域の事業・ビジネス，生活・学び，社会基盤・空間において期待される具体的変容イメージと実現までのプロセスを明示すること。

とりわけ，生活・雇用環境等に大きな影響力を持つＡＩ（人口知能活用）については，次期総

合戦略において，その有効かつ安全な利用に向け，人間中心のＡＩ社会原則の視点を明確に盛り込むこと。

また，スーパーシティ構想の推進において，地方自治体から提案された規制緩和等の提言については，その実現に向けて積極的に取り組むこと。

(3)　地方自治体が計画的に社会インフラの老朽化対策に取り組めるよう，防災・安全交付金，社会資本整備総合交付金及び公共施設等適正管理推進事業債等の所要額をはじめ十分な財源を確保すること。

また，将来にわたる老朽化対策の全体像を事業費や財源を含めて明確にし，総合的・計画的に対策の推進を図ること。

(4)　まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続すること。また，算定に当たっては，条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。

(5)　地方創生推進交付金については，長期にわたる継続的なものとし，総額の確保を図るとともに，自由度の高い，より使い勝手のよいものとすること。また，事業申請に係る手続を簡素化し，速やかに交付決定すること。

(6)　地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については，地方の意見等を十分踏まえ，弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

2　地方分権改革の推進について

(1)　提案募集方式により，今後も，地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに，「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお，事務・権限の移譲等に当たっては，一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに，人員等の課題については，地方の自主性・主体性を十分踏まえ，対応すること。

(2)　地方自治体において，提案募集方法が一層積極的に活用されるよう，政府の情報発信と，提案に資する職員研修の充実を図ること。

(3)　議会の自主性・自律性をより高め，各議会が地域の実情に応じ，自らの判断により機能を行使できるよう，地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

3　令和２年度税制改正について

(1)　地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み，今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため，地方税制の拡充強化に努めること。

その際，税源の偏在性が小さく，税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2)　法人事業税の収入金額課税は，受益に応じた負担を求める課税方式として，長年にわたり外形課税として定着し，地方税収の安定化にも大きく貢献している。

ついては，原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は多大な行政サービスを受益していること，現時点では競争環境が必ずしも十分に整っていないこと，都道府県の大幅な税収減となった場合，市町村に交付される法人事業税交付金の減収につながること等を踏まえ，同制度を堅持すること。

⑶　ゴルフ場利用税は，ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに，特に，過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから，現行制度を堅持すること。

⑷　固定資産税は，市町村財政を支える基幹税であることから，その安定的確保を図ること。また，償却資産に係る固定資産税については，現行制度を堅持すること。

⑸　令和２年９月30日までとされる自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について，期間の延長は断じて行わないこと。

4　令和２年度地方財政対策について

⑴　社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策，地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため，地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

　その際，臨時財政対策債が累積することのないよう，その発行を縮小すること。

⑵　地方交付税については，引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また，地方の財源不足の補填については，地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

⑶　法人住民税法人税割の更なる交付税原資化及び特別法人事業税・譲与税の創設により生じる財源については，その全額を地方財政計画に計上するなど，実行性のある偏在是正措置とすること。

⑷　地方自治体では不測の事態による税収減や災害等に備えて基金を積み立てており，今後も地方の基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行わないこと。

⑸　公共施設等適正管理推進事業費については，個別施設の維持管理，更新等に係る取組が本格化することから，引き続き十分な財源を確保するとともに，市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

地域医療の確保に関する決議

自治体病院は，地域医療の確保と住民福祉の向上のため，公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算部門の医療を担うなど，社会的使命を果たしている。

そのような中，去る９月26日，厚生労働省から再編や統合等の再検討を求める公立・公的医療機関について，具体的な病院名が公表されたところである。

しかしながら，今回の公表は，公立・公的医療機関のみを対象として全国一律の基準により機械的に分析されたデータに基づいたものであり，関係自治体は，この分析結果に基づいて，今後，拙速な議論が行われることに不安と危惧を抱いている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても，自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を持続的に提供していくためには，自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに，医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって，国においては，地域医療の確保に向け，特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　地域医療構想について

⑴　自治体病院の果たす役割は地域により異なるため，地域医療構想の実現に向けた取組について，各構想区域の実情を踏まえたものとなるよう都道府県に対し的確に助言すること。

⑵　機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう財政支援措置を講じること。

⑶　地域の医療提供体制の構築に向け，それぞれの地域の実情に応じた医療従事者の養成・確保などの取組を行うことができるよう，地域医療介護総合確保基金を十分に確保すること。

2　医療従事者の確保について

⑴　特に医師不足が深刻な小児科，産科，外科，整形外科，麻酔科，精神科等については，医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。

⑵　医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため，医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや，診療科ごとの必要専門医数の養成などによる医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。

⑶　女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう，院内保育所の整備や復職支援の充実，短時間勤務制の導入など，安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。

頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策
及び防災・減災対策等に関する決議

本年９月の台風第15号，10月の台風第19号をはじめとする累次の台風災害，平成30年７月や令和元年８月の豪雨や土砂災害，大阪府北部を震源とする地震，北海道胆振東部地震等の自然災害が多発し，住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生したことから，防災・減災，国土強靱化の取組は喫緊の課題である。

こうした災害から，国民の生命，身体及び財産を守るためには，ハード・ソフト両面からの様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって，国においては，防災・減災対策の充実強化に向け，特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　災害復旧・復興支援対策の充実強化について

⑴　被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため，災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。

⑵　被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう，災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。また，被災者支援については，災害救助法や被災者生活再

建支援法，国の補助金の活用など，趣旨の異なる支援制度が存在することから，被災者にとって分かりやすく，不公平感を招かない制度設計を行うこと。

(3)　被災自治体においては，災害救助法や被災者生活支援に関する業務，災害復興計画の策定・実行に対する業務が増大するため，中長期的な人的・技術的支援措置を講じること。

(4)　災害復旧事業（国庫補助対象分）においては，発災から３年間での予算執行が求められているが，近年の建設需要の増加により，入札不調となる例も多いため，予算執行期限の延長措置を講じること。

(5)　災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和，手続きの簡素化・迅速化を図るとともに，被災した事業所施設等についても補助対象とするなど，補助対象施設の拡大を図ること。

(6)　広域災害では，地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから，発生後，被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムを確立すること。

2　各種災害からの避難対策の強化について

洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所，避難経路などを事前に正しく理解し，災害発生時においては適切に避難行動をとれるよう，ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。また，地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため，災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

3　地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

(1)　国土強靱化基本法，南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。特に，「防災・減災，国土強靱化のための３か年緊急対策」の確実な実施を図ること。また，令和２年度までとされている３か年緊急対策後も，必要な予算を確保し，対策を講じること。

(2)　地震，津波及び火山噴火による被害を最小限にするため，観測・監視体制の強化を図ること。

(3)　地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため，建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

4　台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

(1)　頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため，ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策，山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。

(2)　浸水被害により発生した災害廃棄物については，被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業の対象に半壊以下の家屋も加えるなど，制度の見直しを図ること。

(3)　災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については，国の費用負担により実施すること。

(4)　豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など各種雪害対策の充実強化を図ること。

5　防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

(1)　緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに，元利償還金に対する交付税措置の充実，対象事業の拡大を図ること。

⑵　地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策，老朽化対策などの事業を執行できるよう，防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など十分な財源を確保するとともに，期間の延長を図ること。

⑶　社会インフラ等の老朽化対策について，ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし，自由度の高い交付金の創設など，総合的・計画的な対策の推進を図ること。

⑷　激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と，台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊，河川が氾濫した事態に鑑み，治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。

⑸　堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため，十分な財源措置を講じること。その際，地方に対する財政支援について，十分に配慮すること。

⑹　大型で強い台風による暴風などに備え，送電・配電施設の強靱化，非常用電源対策の強化に事業者とともに国は取り組むこと。また，ライフラインの停止や復旧活動の状況，復旧見込み等の情報について，国，ライフライン事業者，地方自治体が共有し連携して対策が講じられるよう，対応策を検討するとともに，指定公共機関である事業者への指導に努めること。

6　消防防災体制の充実強化について

⑴　地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため，消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。

⑵　地域の防災力の強化を図るため，消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7　医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため，医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備，医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8　原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ，速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から８年が経過した。被災自治体においては，迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの，被災者の生活再建，地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え，東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題，汚染廃棄物処理，風評被害等，困難な課題が山積している。

このような中，国は，種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであ

るが，復興の進捗に遅れが生じないよう，被災地の要望をより一層丁寧に酌み取り，被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって，国においては，一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け，特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1)　被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに，復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保した上で，復興事業が完了するまでの間の継続的な措置を講じること。

また，平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

(2)　被災者の生活再建や生活基盤回復に向け，抜本的な雇用対策，被災者生活再建支援制度の拡充，災害援護資金貸付制度の柔軟な運用，被災者支援総合交付金による長期的支援など，各種支援措置の充実強化を図ること。

(3)　震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧，被災地における水産業及び関連産業の復興，被災農地の復旧，地元企業や商店街の早期復旧等，地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。

(4)　公共施設等の復旧・復興に向け，各種災害復旧補助制度に係る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに，今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。

(5)　被災自治体における生活保護，介護，医療について，被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより，被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。

(6)　災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保，災害拠点病院整備等，被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。

(7)　地盤沈下により，その利用に支障が生じている地域に係る土地について，被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

(8)　復興庁の設置期限となる令和２年度末を迎えたのち，同庁の後継組織を置くに当たっては，今後における復興施策の進捗状況や効果検証，被災自治体の要望等を踏まえ，復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できる組織とすること。

また，政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興が成し遂げられるよう，後継組織に担当大臣を置くこと。

2　原子力発電所事故災害への対応について

(1)　面的除染完了後も，除去土壌等の適正管理・搬出のほか，仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すこと。

⑵　放射能汚染濃度8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については，国が確保する最終処分場または中間貯蔵施設へ早期に搬出すること。

⑶　宅地内等での一時保管を余儀なくされている除染除去土壌等の輸送を推進するため，中間貯蔵施設の早期整備を図るとともに，安全かつ迅速な搬出に向けた十分な調整を行うこと。また，中間貯蔵施設への輸送について，国は各市町村の年度別輸送量を含めた全体的な搬送計画を早期かつ明確に示すとともに，輸送量の拡大を図り，輸送の早期完了に努めること。

⑷　除去土壌の中間貯蔵施設への輸送が本格化していく中で，市民が放射線量を自分の目で確認するためにも，引き続きリアルタイム線量測定システムは必要であることから，地域住民や関係市町村の意見を聞くことなく，一方的な撤去を行わないこと。

⑸　産業振興を更に確実なものとするため，風評被害対策への取組を強化し，風評被害の速やかな終息に努めるとともに，農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。

⑹　原子力発電所事故の発生に伴い，個人・法人及び自治体が被った全ての損害について，東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう，国が同社へ強く指導すること。

⑺　原木シイタケをはじめ食品に係る出荷規制の早期解除に向けた取組や諸外国における輸入規制措置の撤廃に向けた更なる取組，有害鳥獣の広域的な規模での処理体制の整備など各種取組に対する支援措置の充実強化を図ること。

⑻　健康異常を早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに，その費用について全額国庫負担を継続すること。

⑼　被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について，整備促進を図るなど必要な措置を講じること。

⑽　避難指示区域等への支援について，避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに，地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

⑾　いまだに増え続けているトリチウム水について，国民の理解が得られていない状態で海洋放出を行えば，地域住民の安心は崩れ，更なる風評被害が懸念されることから，海洋放出については慎重に決定すること。

⑿　原子力災害の影響が残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには中・長期的な対応が必要であるため，「復興・創生期間」終了後も引き続き全ての関係自治体の窓口機能を担い，復興の実施主体となる国の機関を残す検討を進めること。